七十六　指定介護予防通所介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費の注1に係る施設基準
　指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
七十七　指定介護予防短期入所生活介護の施設基準
　第十二号の規定を準用する。
七十八　指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
　第十三号の規定を準用する。
七十九　指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
　第十四号の規定を準用する。
八十　従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
　第十六号の規定を準用する。
八十一　指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
　第十七号の規定を準用する。
八十二　指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
　第十四号の規定を準用する。
八十三　指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準
　第二十号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十八号イ」と読み替えるものとする。
八十四　指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準
　第二十一号の規定を準用する。
八十五　指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準
　第二十二号の規定を準用する。
八十六　指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
　第二十三号の規定を準用する。
八十七　従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
　第二十四号の規定を準用する。
八十八　指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設基準
　一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。）であること。
八十九　指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準
　第三十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)及びロ(2)中「指定地域密着型サービス基準第四十二条」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準第五条」と、同号ハ(2)中「指定地域密着型サービス基準第四十五条」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準第八条」と読み替えるものとする。
九十　指定介護予防小規模多機能型居宅介護における指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注2に係る施設基準
　第三十二号の規定を準用する。
九十一　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準
　第三十四号の規定を準用する。
九十二　指定介護予防認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準
　第三十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「第八号」とあるのは、「第二十二号」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第九十八号

　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

　平成二十四年三月十三日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

　第一号イの表中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第四号のロの(2)及び(3)、第十四号のイの(2)及び(3)並びに第十八号のロの(2)及び(3)を除き、以下同じ。）」を加える。
　第三号イの表中「又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合」を削る。
　第四号イ(1)の表中「（緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあっては、定員に百分の百五を乗じて得た数）」を削り、同号ロ(1)の表及びハの表中「（緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあっては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数）」を削る。
　第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げる。
　第十三号イ(1)の表中「施行規則」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」に改め、同号イ(2)の表中「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同号ロの表中「施行規則」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」に改め、同号を第十四号とする。
　第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに複合型サービス費の算定方法

イ　指定複合型サービスの登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
ロ　指定複合型サービス事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における複合型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める従業者の員数

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
施行規則第百三十一条の八の二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める従業者の員数	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
地域密着型サービス基準第百七十一条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。